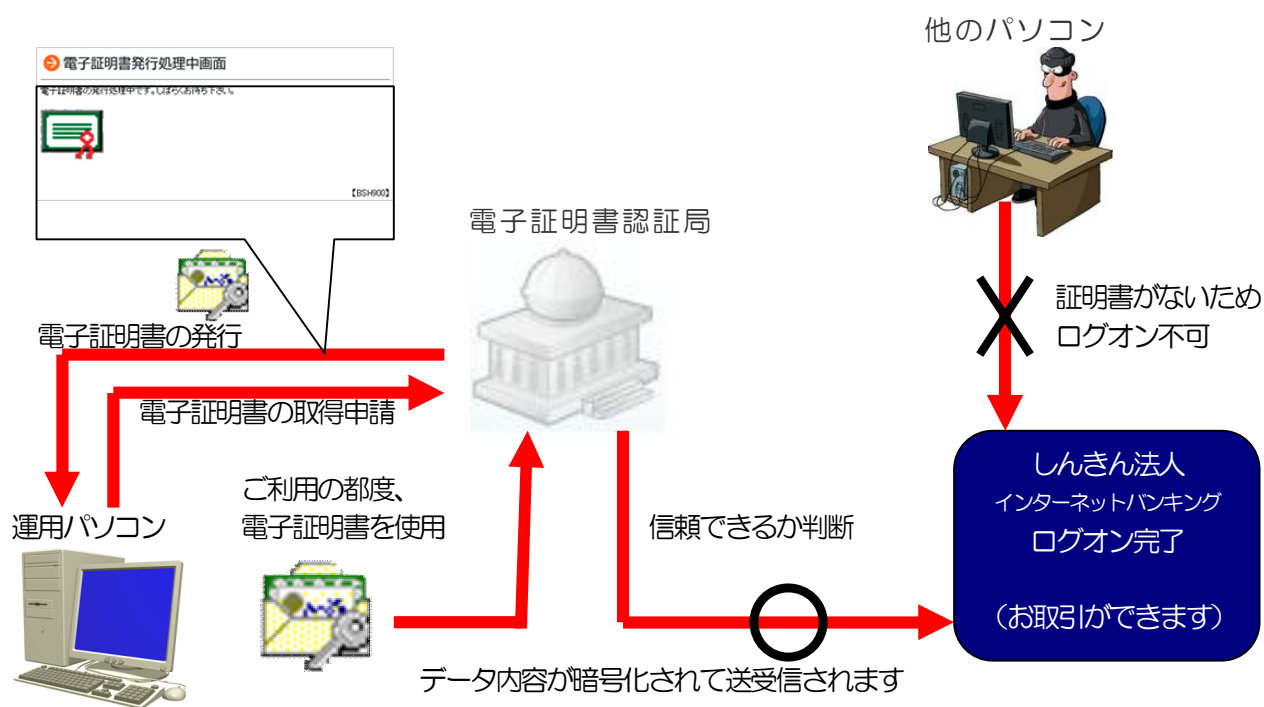


法人インターネットバンキング電子証明書方式のご案内

平成 23 年 12 月 1 日より、法人インターネットバンキングにおいて、「電子証明書方式」がご利用になれます。

電子証明書とは、電子的に作られた身分証明書です。電子証明書をパソコンに保存し、インターネットバンキング利用時に電子証明書を利用することにより、お客さまご本人であることを確認するために用いられるものです。

この電子証明書方式を行うことにより、万一 ID・パスワードが盗まれても、不正に法人インターネットバンキングを利用されることはなく、セキュリティレベルが向上します。



- 法人インターネットバンキング「電子証明書方式」をご利用になるには
既存の ID・パスワード方式でご契約されているお客様の場合は、窓口にて申込書に「変更」で「電子証明書」を選択して下さい。
申込が完了しましたら、80日以内に法人インターネットバンキングの画面より、電子証明書の取得を選択し、運用パソコンに電子証明書を保存します。この動作により、運用パソコンが特定され、以後は運用パソコン以外では法人インターネットバンキングでのお取引ができなくなります。

Q&A

- Q：管理者と利用者の両方とも電子証明書を取得する必要がありますか？
A：管理者及び全ての利用者で電子証明書の取得が必要となります。
- Q：既存の ID・パスワード方式との併用はできないのですか？
A：いずれかの方式で運用するようになるため、ID・パスワード方式との併用はできません。
- Q：月額利用料やサービス内容に変化はありますか？
A：月額利用料やサービス内容はそのままですが、ログオンの際に電子証明書を利用し、暗証番号を入力してログオンを行うようになります。
- Q：電子証明書には有効期限はありますか？
A：電子証明書の有効期限は取得してから1年間です。よって、毎年1回、電子証明書の更新が必要となります。

本件に関するお問い合わせは、[事務管理課0944-86-6912](tel:0944-86-6912)までご連絡下さい。